

## 子ども・子育て支援対策の充実・強化について

国においては、少子化の流れを変えるため、平成15年7月に少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法等が公布され、本年1月には、基本法に基づく大綱として「子ども・子育てビジョン」が策定されるなど、子ども・子育て支援に向けて積極的に取組が進められている。

地方においても、こうした国の動きに適切に呼応し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を促進するなど、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、地域の特性に応じた様々な施策を積極的に推進しているところである。

こうした中、平成22年度に創設された「子ども手当」制度は、地方に一切協議・説明もなく、今年度限りの暫定措置ではあるが、子ども手当と児童手当とを併給する方式とされ、児童手当における地方負担が継続されることとなった。

平成23年度の子ども手当支給については、予算編成過程において改めて検討されることとなっているが、これに加え、「地域主権戦略会議」においては関係補助金の一括交付金化や経費負担のあり方が、また、「子ども・子育て新システム検討会議」においては、子ども・子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築に向けた検討がなされている。

また、子どもを安心して育てることができるような体制整備を目的とする「安心こども基金」については、事業実施期限が原則平成22年度末までとなっているが、「子ども・子育てビジョン」に掲げられている保育サービスの提供に係る数値目標を達成するためには、平成23年度以降も保育所の整備等に要する財源措置が必要である。

今後とも、国の取組にあわせ、地方においても子ども・子育て支援を積極的に推進し、少子化対策に取り組んでいくためには、十分な財源の確保等が必要であることから、次のとおり施策の充実・強化を提言する。

## 1 「子ども手当」について

- (1) 子ども・子育て支援については、国と地方の役割分担を明確にし、子ども手当のように全国一律に実施する現金給付は、国が全額負担すること。
- (2) 一方で、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で創意工夫を発揮できるよう地方が実施するものとし、そのために必要な財源を措置すること。

## 2 「安心こども基金」の制度見直し等について

- (1) 事業実施期限の延長や平成23年度繰越分への基金充当を認めること。
- (2) 配分額の事業区分の撤廃や地方が独自に実施できる事業枠の設定、市町村の財政負担を軽減する方向での負担割合の見直しなどを行うこと。
- (3) 基金終了後も保育サービス等の充実に図るため、十分な財源措置を行うこと。

平成22年6月24日

九州地方知事会長  
大分県知事 広瀬勝貞